

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「、南城市、中城村、西原町」を「、中城村」に改め、同表10の項中(18)を(19)とし、(15)から(17)までを(16)から(18)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第59条の2の5第2項の規定による認可外保育施設の運営状況その他児童の福祉のため必要と認める事項の取りまとめ及び公表に関する事務

第2条の表11の項及び12の項中「伊江村」を「宜野座村 伊江村」に改め、同表33の項中「伊是名村」を「伊平屋村 伊是名村」に改め、同表34の項中(4)から(7)までを削り、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務

第2条の表34の項(8)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(8)を(5)とし、同項(9)中「、法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者、法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、「並びに政令」を「及び政令」に改め、同項中(9)を(6)とし、同項(10)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(10)を(7)とし、同項(11)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(11)を(8)とし、同項(12)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(12)を(9)とし、同項(13)中「、法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(13)を(10)とし、同項(14)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者並びに管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中(14)を(11)とし、同項(15)中「、高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者」を削り、「並びに政令」を「及び政令」に改め、同項中

(15)を(12)とし、同項(16)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(16)を(13)とし、同項(17)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(17)を(14)とし、同項(18)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(18)を(15)とし、同項(19)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(19)を(16)とし、同項(20)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(20)を(17)とし、同項(21)中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中(21)を(18)とし、(22)から(31)までを(19)から(28)までとし、同表41の項及び45の項中「伊江村」を「宜野座村 伊江村」に改める。

第2条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表10の項中(19)を(24)とし、(8)から(18)までを(13)から(23)までとし、(7)を削り、(6)を(11)とし、その次に次のように加える。

(12) 法第59条第1項の規定による認可外保育施設（法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）の設置者若しくは管理者からの報告の徴収又は施設への立入調査若しくは質問に関する事務

第2条の表10の項中(5)を(10)とし、(4)を(9)とし、(3)を(8)とし、同項(2)中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同項中(2)を(7)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第35条第5項の規定による保育所の設置の認可に係る審査に関する事務
- (3) 法第35条第6項の規定による児童福祉審議会の意見聴取に関する事務
- (4) 法第35条第7項の規定による協議に関する事務
- (5) 法第35条第8項の規定による保育所の設置の認可に関する事務
- (6) 法第35条第9項の規定による保育所の設置の認可をしない旨及びその理由の通知に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の第2条の表1の項左欄に掲げる事務、同表10の項から12の項まで左欄に掲げる事務、同表33の項左欄に掲げる事務、同表34の項左欄に掲げる事務、同表41の項左欄に掲げる事務及び同表45の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ第1条の規定による改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から12の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長、同表34の項右欄に掲げる市町村の長、同表41の項右欄に掲げる市町村の長又は同表45の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては第1条の規定による改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から12の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表33の項右欄に掲げる市町村の長、同表34の項右欄に掲げる市町村の長、同表41の項右欄に掲げる市町村の長又は同表45の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

旅券法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、児童福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正されることに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。